

## 61 中山間地農業ルネッサンス事業

【50,000(40,000)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

### 対策のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

### <背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な経営の展開を通じて活躍していくことで、中山間地農業を元気にする必要があります。

### 政策目標

地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

### <主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

#### 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

400(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：都道府県等〕

## 2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 27,800(21,300)百万円

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

### 【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- (4) 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- (5) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策を除く)

### 【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

補助率：定額、1/2等  
事業実施主体：地方公共団体等

## 3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 21,800(18,500)百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

### 【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- (6) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金[新たに設定]

### 【連携事業(中山間地限定事業)】

- (7) 中山間地域等直接支払交付金

補助率：定額、1/2等  
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

- |                    |                      |                |
|--------------------|----------------------|----------------|
| 1、2(6)、3(4)、(7)の事業 | 農村振興局地域振興課           | (03-3502-6286) |
| 2(2)、(5)の事業        | 農村振興局地域整備課           | (03-3502-6098) |
|                    | 農村振興局都市農村交流課         | (03-3502-5946) |
| 3(3)の事業            | 農村振興局農村環境課鳥獣対策室      | (03-3591-4958) |
| 3(1)の事業            | 農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 | (03-6744-2197) |
| 2(4)の事業            | 食料産業局産業連携課           | (03-6738-6474) |
| 2(1)の事業            | 生産局総務課生産推進室          | (03-3502-5945) |
| 3(2)の事業            | 生産局農業環境対策課           | (03-6744-0499) |
| 3(5)の事業            | 生産局飼料課               | (03-3502-5993) |
| 2(3)の事業            | 経営局経営政策課             | (03-6744-0576) |
| 3(6)の事業            | 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室   | (03-3502-0048) |

# 中山間地農業ルネッサンス事業

平成30年度予算概算要求額 500 億円(優先枠等を設けて実施)

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

## 中山間地農業ルネッサンス推進事業（拡充）【4億円】

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。

### 「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

優先枠 278 億円、制度拡充等

#### 地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化

#### 都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業【拡充】
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業

- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- ・ 農山漁村振興交付金(山村活性化対策を除く)

連携事業 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)【拡充】

### 地域を下支え

#### 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 218 億円、制度拡充等

- |                     |                   |                  |
|---------------------|-------------------|------------------|
| ○ 多面的機能発揮を図る地域の共同活動 | ○ 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用 |                  |
| ○ 放牧の取組             | ○ 耕作放棄地の解消        | ○ 農業と林業との多様な連携 等 |

国の支援事業

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的機能支払交付金【拡充】、環境保全型農業直接支払交付金</li> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業(侵入防止柵、処理加工施設等)【運用改善】</li> <li>・ 荒廃農地等利活用促進交付金【拡充】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型</li> <li>・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金【新たに設定】</li> </ul> |  |
|---|---|--|

連携事業 中山間地域等直接支払交付金【運用改善】

# 中山間地農業ルネッサンス事業に関連する事業の優遇措置

## 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ・ 専門家等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等を推進するための都道府県等の活動を支援
- ・ 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

## 「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

### 1. 農業農村整備関係事業

#### (1) 農業競争力強化基盤整備事業

- ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
- ・ 農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
- ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）

#### (2) 農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施

### 2. 強い農業づくり交付金

上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施

### 3. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備

加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

### 4. 農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

## 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

### 1. 多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）

### 2. 環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除

### 3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

### 4. 荒廃農地等利活用促進交付金

新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援

### 5. 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和（30a→15a）して実施

### 6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

## 連携事業

### 1. 中山間地域等直接支払交付金

集落戦略（地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）

### 2. 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

注：赤色の点線枠で囲まれた部分は平成30年度拡充内容。

## 62 「農泊」の推進

【7,495(5,000)百万円】

### 対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

### <背景/課題>

- ・「農泊」\*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

### 政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

### <主な内容>

#### 1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域資源を魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成・確保や優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

#### 2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援します。

（ 交付率：定額、1/2等  
事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

### お問い合わせ先：

1の対策 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)  
2の対策 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

# 「農泊」の推進

【平成30年度予算概算要求額：7,495（5,000）百万円】

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

## 農泊推進対策

### 農泊推進事業（ソフト対策）

#### ○事業概要

農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援

#### ○実施主体

地域協議会、農業協同組合、NPO法人等

#### ○事業期間 2年間

#### ○交付率 定額

〔 1年目：上限800万円  
2年目：上限400万円 〕



インバウンドに対応した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



地域の特産品の開発

### 施設整備事業（ハード対策）

#### ○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設の整備など、農泊を推進するために必要となる施設等の新設又は補修・改修を支援

#### ○実施主体

市町村、地域協議会の構成員である法人等

#### ○事業期間 2年間

#### ○交付率 1 / 2



古民家を活用した宿泊施設



※イメージ



廃校を改修した体験施設

### 広域ネットワーク推進事業（拡充）

#### ○事業概要

国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成・確保等を支援

#### ○実施主体

民間企業、都道府県等

#### ○事業期間 1年間

#### ○交付率 定額



海外の有名タレントを活用した動画(LiTV)の撮影

※LiTV…アジア新興国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV局



農泊シンポジウムの開催

## 農泊推進関連対策

○事業概要 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を図るために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援

○実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等 ○事業期間 原則3年間 ○交付率 1 / 2等



農産物販売施設



農家レストラン

## 63 農山漁村振興交付金

【11,976(10,060)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

### <背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持・発展に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、農山漁村の所得の向上や地域の活性化を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携する農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・さらに、都市農業については、食料生産のみならず、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

### 政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させること等により、農山漁村の自立発展を目指す。

### <主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,348(1,447)百万円  
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。  
また、福祉農園等を整備する取組、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組や、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を支援します。
2. 山村活性化対策 800(780)百万円  
山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。
3. 農山漁村活性化整備対策 2,333(2,833)百万円  
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

4. 農泊推進対策 7,495(5,000)百万円

「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得向上や地域の活性化を図るため、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。

（ 事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 交付率：定額、1/2等 ）

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること	
農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること	
農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること	
農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	
農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 「農泊」については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農泊」に取り組む体制の構築等への支援や優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することとされたところであり、「農泊」の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、ソフト・ハード対策を一体的に支援することにより、500地域創出の早期達成を目指す。

## 農泊推進対策（拡充）

○地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・農泊をビジネスとして実施できる体制の構築
- ・地域に眠っている資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成確保を支援
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

## 農山漁村活性化整備対策

○市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

- 農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味増加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設

## 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、農家住宅に係る構想の策定、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

○都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援



活動計画づくり



農家住宅構想策定



障害者による玉ねぎ収穫



都市農地の農産物を販売するマルシェの開催

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2

## 山村活性化対策（拡充）

○山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年等
- 交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

## 64 荒廃農地等利活用促進交付金

【320(231)百万円】

### 対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

### <背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

### 政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

### <主な内容>

#### 1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)※1の再生作業(雑木の除去等)、土壌改良(肥料の投入等)、営農定着(再生農地への作物の導入等)、経営展開(加工品試作及び試験販売の取組等)を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。)

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

#### 2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備(暗きょ、農道の整備等)や農業用機械・施設(収穫機、ビニールハウス等)、農業体験施設(市民農園等)等の整備を支援します。

#### 3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2、55%等〕  
〔事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等〕

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)]

# 荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算要求額：320（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

## 【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。  
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

## 【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

### 1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

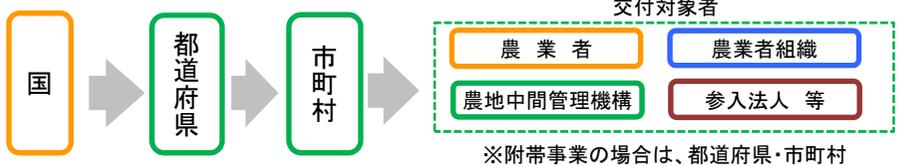


### 2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



## 【交付金の流れ】



## 【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等）1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限〔拡充〕）

## 【主な支援内容】

### 発生防止・再生利用等への支援

#### 1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

##### 再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



##### 施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



#### 2号遊休農地への支援

##### 発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

##### 施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動等を総合的に支援。〔拡充〕

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

### 連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組む際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹棚等を整備。



※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）  
 ※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

## 65 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【15,253(9,650)百万円】

### 対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や施設整備、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大により、近年の農作物被害金額は約200億円前後で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲の強化に向けた取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・また、捕獲鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要です。

### 政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加（平成32年度）
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲（平成30年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲頭数の合計）
- 平成30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12地区程度整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させる。

### <主な内容>

#### 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 15,000(9,500)百万円

##### (1) 鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

具体的には、

- ・侵入防止柵<sup>\*</sup>、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備  
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組（ジビエ利用拡大に誘導する仕組みの導入）
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援します。

##### (2) ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）を12地区程度整備します。

具体的には、モデル地区に対して、

- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備
  - ・コンソーシアム<sup>\*</sup>の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
  - ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組（人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
  - ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）等
- 等の支援を行います。
- さらに、全国的な需要拡大のため、ジビエコーディネーターの設置やプロモーション等の取組を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
※一部定額支援あり  
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 ）

[平成30年度予算概算要求の概要]

2. シカによる森林被害緊急対策事業

253(150)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲やジビエへの有効活用のための効率的な情報提供等のモデル的な実施等を行います。

〔 補助率：定額、委託費  
事業実施主体：国、都道府県等、委託先：民間団体等 〕

<各省との連携>

- 環境省 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲、衛生管理も含めた狩猟者向け講習会等の開催及びジビエ利用拡大のための狩猟者の捕獲等の取組を支援

〔 お問い合わせ先：  
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)  
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063) 〕

# 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算要求額：15,000(9,500)百万円】

### 鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

#### ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設  
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。  
なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 処理加工施設、焼却施設、  
捕獲技術高度化施設（射撃場）

#### 【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

#### 【交付率】

都道府県へは定額  
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。  
その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

#### ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による  
地域ぐるみの被害防止活動  
(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、  
ICT等を用いた新技術実証  
(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、  
人材育成活動等の取組  
(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- 捕獲活動経費の直接支援  
(※ジビエ利用拡大に誘導する仕組みの導入)
- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる  
コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

#### 【交付率】

都道府県へは定額  
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入

### ジビエ倍増モデル整備事業

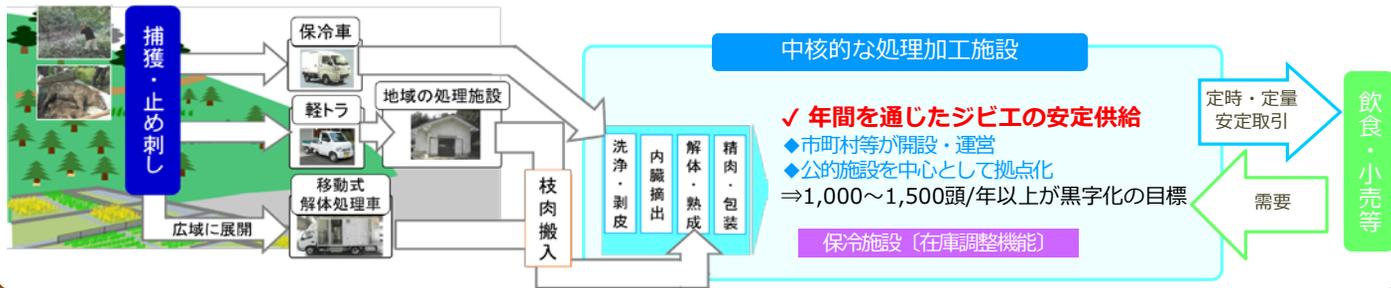
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）を12地区程度整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のためのジビエコーディネーターの設置やプロモーション等の取組を支援します。

#### 【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車（ジビエカー）、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

#### 【事業実施主体】民間団体等

#### 【交付率】事業費の1/2以内等、定額



### シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算要求額：253(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲やジビエへの有効活用のための効率的な情報提供等のモデル的な実施を行います。

#### (1)シカ森林被害防止緊急対策

##### 【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域等において、地域の連携による捕獲やジビエへの有効活用のための効率的な情報提供等をモデル的に実施。



囲いわなによる捕獲

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

#### (2)森林におけるシカ捕獲等の効率化事業

##### 【事業内容】

ドローンを活用した効率的なわなや防護柵の管理等について実証。

【委託先】民間団体 等 【委託費】



ドローンによる監視

#### (3)シカ被害対策推進調査事業

##### 【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。

【委託先】民間団体 等 【委託費】

## 66 再生可能エネルギー導入等の推進

【3, 237(2, 684)百万円の内数】

### 対策のポイント

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援します。

### <背景/課題>

- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化及び所得向上につなげていくことが重要です。
- ・一方で、再生可能エネルギーの取組については農山漁村特有の課題があることから、これらの課題解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギーの導入・活用を進める必要があります。
- ・また、地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を支援する必要があります。

### 政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を約3割以上（平成32年度）
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大（平成37年）

### <主な内容>

#### 1. 循環資源活用支援事業

257(231)百万円の内数

##### (1) 地域資源活用展開支援事業

市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します。

持続可能な循環資源活用総合対策で実施  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

##### (2) 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

持続可能な循環資源活用総合対策で実施  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

#### 2. 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

262(262)百万円

##### (1) 小水力等発電施設の設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

[平成30年度予算概算要求の概要]

(2) 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

(3) 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

3. 地域におけるバイオマスの利活用の推進・営農型太陽光発電の実証

2,719(2,192)百万円の内数

(1) バイオマス利活用の推進

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。

〔食料産業・6次産業化交付金で実施〕  
〔交付率：都道府県へは定額〕  
〔事業実施主体へは定額、1/2以内〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

(2) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等の取組を支援します。

〔食料産業・6次産業化交付金で実施〕  
〔交付率：定額〕  
〔事業実施主体：都道府県〕

(3) バイオマス利活用施設整備

① 地域波及モデル施設整備支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な地域波及モデルとなる施設整備を支援します。

② 新たな実用化技術を活用した施設整備支援

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な新たな技術を活用する施設整備を支援します。

〔食料産業・6次産業化交付金で実施〕  
〔交付率：都道府県へは定額〕  
〔事業実施主体へは1/2以内、1/3以内〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、3の事業

食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

2の事業 農村振興局地域整備課

(03-6744-2209)

## 67 林業成長産業化総合対策

【30,000(一)百万円】

### 対策のポイント

新たなスキームの下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約化する地域を重点的に支援することとし、路網整備・機械導入を集中的に実施するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

### <背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- ・このため、「新たなスキーム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約することとし、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大のための施設整備や実証など、川上から川下までの取組を総合的に推進することが必要です。

### 政策目標

国産材の供給・利用量の増加(2,500万 $m^3$ (平成27年)→4,000万 $m^3$ (平成37年))

### <主な内容>

#### 1. 林業・木材産業成長産業化促進対策 29,300(一)百万円

##### (1) 持続的林業確立対策

持続的な林業経営を確立するため、意欲と能力のある経営体の育成、新たなスキームを活用する区域での重点的な路網整備、高性能林業機械の導入、伐倒・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、森林境界の明確化、再造林に必要なコンテナ苗生産基盤施設の整備等を推進します。

##### (2) 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営体との連携を前提に、木材製品を安定的・効率的に供給するための木材加工流通施設の整備、木材利用を拡大するための木造公共建築物や木質バイオマス利用促進施設等の整備、山村振興のための特用林産振興施設の整備を支援します。

##### (3) 林業成長産業化地域創出モデル事業

森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開を図ります。また、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及を行います。

交付率、委託費：都道府県、市町村へは定額  
(事業実施主体へは1/2、1/3以内等)  
事業実施主体、委託先：国、都道府県、市町村、民間団体等

2. 木材生産高度技術者育成対策

200 (一) 百万円

効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、ICT等の先端技術を活用した路線選定や設計等に係る高度な知識・技術を有する技術者を育成するとともに、木材生産現場における高度技能者等を育成します。また、国有林において、市町村等の技術者育成の支援に向けた実践的な取組を実施します。

補助率、委託費：都道府県へは定額  
事業実施主体、委託先：民間団体等、都道府県、国

3. JAS無垢材利用拡大対策

500 (一) 百万円

木材の需要を拡大するためには、非住宅分野を中心に木造建築の需要を開拓することが急務であることから、品質・性能の確かなJAS無垢材（人工乾燥機械等級区分製材と2×4製材）の活用事業者の拡大、実証、設計者の育成を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁計画課	(03-6744-2300)
2の事業	林野庁研究指導課	(03-3502-5721)
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-0583)

# 林業成長産業化総合対策

【平成30年度予算概算要求額 30,000百万円】

新たなスキームの下で意欲と能力のある経営体に森林の管理経営を集積・集約化する地域を重点的に支援することとし、路網整備・機械導入を集中的に実施するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。



## 68 スマート林業構築促進事業

【400（260）百万円】

### 対策のポイント

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、ICTの導入・活用による先進的な取組や、その普及展開を推進します。

### <背景／課題>

- ・平成28年5月の森林法改正により、施業集約化を推進するため、市町村が所有者や境界の情報を林地台帳として平成31年4月までに整備する仕組みが創設されたことから、市町村において確実に林地台帳が整備されるよう支援を行うとともに、この台帳情報を活用したスマート林業の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。
- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、人工林の有効活用や国産材の競争力強化に向け、国産材の安定供給体制を構築していくためには、近年目覚ましい発展を遂げている地理空間情報やICT等の先端技術を活用した実践的取組や林業機械の開発を促進することにより、意欲と能力のある経営体に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要です。

### 政策目標

民有林において一体的なまとまりをもった森林を対象に作成される森林経営計画の作成率（28%（平成26年度）→60%（平成32年度））

### <主な内容>

#### 1. 市町村森林所有者情報活用推進事業

170（153）百万円

平成31年4月の林地台帳制度の全面施行に向け、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備や、林地台帳地図を効果的に整備・活用するための空中写真等の森林空間データの整備等に対して支援します。

補助率：1／2

事業実施主体：都道府県、市町村

#### 2. スマート林業構築推進事業

230（107）百万円

##### (1) スマート林業構築実践事業

##### ① スマート林業実践対策

スマート林業の実現に向け、都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組に対して支援します。

##### ② 森林作業システム高度化対策

素材生産や木質バイオマスの収集・運搬を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会、民間団体等

(2) スマート林業構築普及展開事業

先端技術に関する専門的知識の提供、業務の効率化に対する指導・助言を通じて実践的取組をサポートするとともに、国有林において先端技術を一体的に活用した木材生産の実証を行うことにより、**先進的な取組成果を全国へ普及展開**します。

（委託費等）  
委託先、事業実施主体：民間団体等、国

お問い合わせ先：  
1、2の(1)の①、(2)の事業  
林野庁計画課 (03-6744-2300)  
2(1)の②の事業  
林野庁研究指導課 (03-3501-5025)  
2(2)の事業  
林野庁経営企画課 (03-3502-8347)

# スマート林業構築促進事業（拡充）

【平成30年度予算概算要求額 400(260)百万円】

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、ICTの導入・活用による先進的な取組の支援や、その普及展開を推進する。

## 市町村森林所有者情報活用推進事業

○市町村等が行う、林地台帳やこれに付随する地図等を効率的に管理・活用するためのシステムやデータの整備等を支援

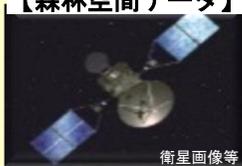
### 【林地台帳】

- ・所有者の情報（住所、氏名）
- ・土地の地番、地目、面積
- ・森林経営計画認定状況
- ・測量の実施状況

### 【地図】



### 【森林空間データ】



衛星画像等

### 《データの整備》



林地台帳を管理・活用するシステムの整備

【林地台帳】森林施業の集約化を推進するため、林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した台帳（H28.5改正森林法）

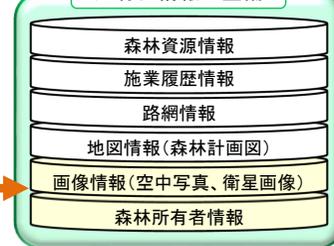
## スマート林業構築推進事業

### 実践事業

○地域協議会（都道府県、市町村、林業事業者等）が行う次の活動等を支援

- ・リモートセンシング技術等を活用して、共有化すべき森林情報（地形、蓄積、施業履歴、路網情報等）を整備し、関係者間で共有

#### 共有化情報の整備



- ・連携すべき情報の整備

#### 【生産段階】

- ・施業の進捗状況
- ・生産された丸太の材積、長さ、径級、山元でのストック状況等

#### 【取引段階】

- ・木材加工業者等からの需要情報（径級、長さ、数量、強度、品質等）と丸太生産情報のマッチング

・ICT等を活用した実践的取組を通じて、改善すべき点等を洗い出し、システムの改善やデータの追加整備、業務行程の見直し等を実施

○素材生産や木質バイオマス収集・搬出を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良を支援



・再造林作業の機械化



・ICTの活用による架線集材作業の自動化

### 普及展開事業

- ・先端技術に関する専門的知識の提供
- ・国有林においてICTを活用した先端技術を一体的に実証



- ・先進的な取組成果の全国への普及展開

## 69 建築物の木造・木質化及び木材産業活性化総合対策 【659（528）百万円】

### 対策のポイント

中高層の建築物等に活用できるCLT等の利用促進、無垢製材品の利用強化など新たな木材需要の創出、地域材の生産・加工・流通体制づくりを支援します。

### <背景／課題>

- ・我が国の森林は、人工林を主体に利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活かして、**林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築**を車の両輪として進めることが重要です。
- ・このため、特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとしたCLT等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。特に、新たな木質建築部材であるCLTの利用促進については、**CLTの実需に結びつく効果的な支援**を行う必要があります。
- ・また、無垢製材品の利用拡大などによる新たな木材需要を創出することが必要です。
- ・さらに、これらの木材需要に的確に対応するため、品質及び性能の面で競争力ある製品を安定的に供給する体制の確立、川上から川下までの関係者間による需給情報の共有・活用、将来的な輸出拡大に向けた森林認証の普及啓発が必要です。

### 政策目標

国産材の供給・利用量の増加（2,500万<sup>m</sup>（平成27年）→4,000万<sup>m</sup>（平成37年））

### <主な内容>

#### 1. CLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業 414（323）百万円

##### （1）CLT建築物の設計・建築

CLTを用いた建築物の設計・施工ノウハウの横展開を可能とする協議会方式による設計・建築等、企画から設計段階に至る課題を解決するための指導・助言を行う専門家派遣の取組を支援します。

また、CLT建築における人材確保の観点から、デベロッパーや開発コンサル等を対象とする発注・企画能力向上の研修や資格制度の検討・運用等の取組を支援します。

##### （2）新たな製品・技術の開発

CLT等新たな建築部材の利用促進を図るため、試験研究機関等による**技術基準の整備に必要なデータ収集等**を行うとともに、民間の創意工夫を活用した独自性、新規性が高い製品・技術開発を行う民間事業者等の取組を支援します。

（ 委託費、補助率：定額、1／2、3／10  
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）

2. 無垢製材品の利用強化対策

112(79)百万円

(1) 顔の見える木材での快適空間づくり

A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の製品・技術開発や普及啓発等の取組を支援します。

(2) 無垢製材品の多面的機能の把握

無垢製材品の良さ（香り、柔らかさ、温もり等）の定量的な計測・分析を行います。

〔 委託費、補助率：定額  
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

3. 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策

133(126)百万円

(1) 需給情報の共有・活用

川上から川下までの関係者、国有林及び都道府県が広域的に連携した協議会開催等により、都道府県の境界を越えた需給情報の共有・活用を図りながら、新たな生産・加工・流通体制を構築します。

(2) 木材加工設備導入等に対する利子助成

製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成を行います。

(3) 木材加工設備等のリース導入に対する支援

製材工場等が行う木材加工施設等のリース導入を支援します。

(4) 森林認証材の需要拡大

森林認証材の需要拡大を図るため、消費者や需要者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等を支援します。

〔 委託費、補助率：定額、2/3、1/2、1/10  
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

[お問い合わせ先：林野庁木材産業課 (03-3502-8062)]

## 背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を実現することが重要。

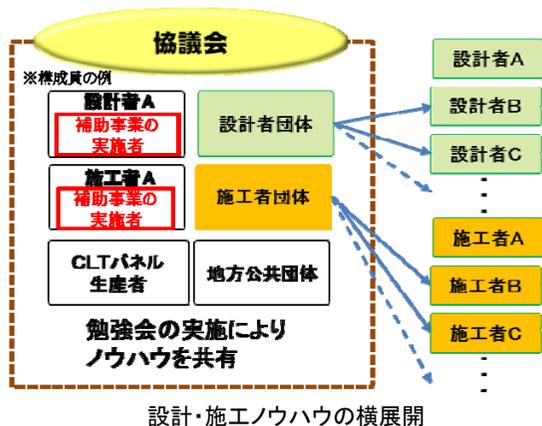
## 実施内容

中高層の建築物等に活用できるCLT等の利用促進、無垢製材品の利用強化など新たな木材需要の創出、地域材の生産・加工・流通体制づくりを支援します。

### CLT等の利用促進 (CLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業) 【414 (323) 百万円】

#### (1) CLT建築物の設計・建築

普及・波及効果の高い協議会方式によるCLT建築物の設計・建築の取組等への支援

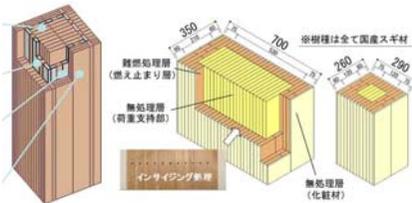


#### (2) 新たな製品・技術の開発

基準整備に必要なデータ収集や民間の創意工夫を活用した独自性、新規性が高い開発等を支援



CLT強度データの収集



木材を難燃処理木材、モルタルで被覆  
木質耐火部材

### 無垢製材品の利用強化 (無垢製材品の利用強化対策) 【112 (79) 百万円】

#### (1) 顔の見える木材での快適空間づくり

A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の製品・技術開発や普及啓発等の取組を支援



新たな内装材の開発



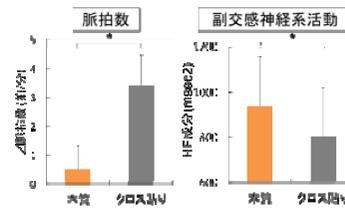
普及啓発

#### (2) 無垢製材品の多面的機能の把握

無垢製材品の良さ(香り、柔らかさ、温もり等)の定量的な計測・分析を実施



内装材の違いによる影響調査



### 地域材の生産・加工・流通体制づくり (新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策) 【133 (126) 百万円】

#### (1) 需給情報の共有・活用

川上から川下までの関係者が広域的に連携した協議会開催等により、需給情報の共有・活用を図りながら、新たな生産・加工・流通体制を構築



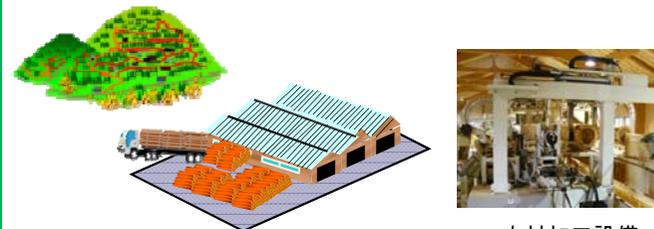
需給情報を活用した各地区の取組を進展

#### (2) 木材加工設備導入等に対する利子助成

木材加工設備や山林取得等に対する利子助成

#### (3) 木材加工設備等のリース導入に対する支援

木材加工設備等のリース導入を支援



木材加工設備

#### (4) 森林認証材の需要拡大

森林認証材の普及啓発等の取組を支援

## 70 木材需要の創出・輸出力強化総合対策事業

【871（775）百万円】

### 対策のポイント

公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大、「木の文化」の情報発信などを支援します。

### <背景／課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、地域材の安定供給体制の構築に加えて、公共建築物の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、「木の文化」の情報発信などにより、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。
- ・また、農林水産物輸出額目標1兆円の達成に向けて、付加価値の高い木材製品輸出への転換を進めることが重要です。
- ・さらに、平成29年度に施行されたクリーンウッド法に基づき合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図る必要があります。

### 政策目標

国産材の供給・利用量の増加（2,500万<sup>m</sup>（平成27年）→4,000万<sup>m</sup>（平成37年））

### <主な内容>

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 44（42）百万円
  - (1) 各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進  
医療・福祉やスポーツ等の民間団体等が行う、施設の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を支援します。
  - (2) 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進  
地域の企業や行政が参画する地域協議会を対象に、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援等を行う取組を支援します。
2. 「地域内エコシステム」構築事業 389（380）百万円
  - (1) 「地域内エコシステム」構築事業  
「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、地域が行うF/S調査（実現可能性調査）、関係者による合意形成のための協議会の運営、小規模な技術開発等の取組を支援します。
  - (2) 「地域内エコシステム」サポート事業  
「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、各種調査等の取組を支援します。
  - (3) 木材のマテリアル利用技術開発事業  
セルロースナノファイバー（CNF）等、木質バイオマスの新たなマテリアル利用促進のため、中山間地域に適した製造技術の開発・改良や企業と連携した製品開発など実用化に向けた取組を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業 100(49)百万円

(1) 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業

同業種や異業種の企業連携により、輸出先国のニーズを踏まえた付加価値の高い木材製品を輸出するための試作品の製作、共同輸出の仕組みの検討等の取組を支援します。

(2) 日本産木材・木材製品の普及・PR

新たな輸出先国の開拓に向けた木材輸出のポテンシャル調査、輸出先国の木材関連業者を対象とする日本産木材製品の良さや利用方法の普及のためのシンポジウム等の開催、輸出先国における木造軸組モデル住宅等を活用したPRやセミナー等を行う取組を支援します。

4. 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開 281(233)百万円

(1) 「木の文化」創造・発信事業

海外に向けた「木の文化」の情報発信、消費者の木材利用に対する理解を醸成するための普及活動、木材利用の顕彰、木育活動等を行う取組を支援します。

(2) 森林景観を活かした観光資源の整備・木づかいの推進

観光資源としての国有林のレクリエーションの森の整備に際し、日本の森林・木の文化や木材の魅力を伝える場とする取組を実施します。

(3) 多様な主体による森林づくりの促進

全国的な緑化運動や、働き方改革等の新たな社会ニーズへの対応を踏まえた森林づくりに関わる主体を拡げる活動等を支援します。

5. 「クリーンウッド」普及促進事業 57(71)百万円

(1) 「クリーンウッド」普及啓発事業

木材関連事業者の登録を促進するため、専門家の派遣やセミナー等の開催、全国及び都道府県における合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。

(2) 違法伐採関連情報の収集・提供

ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行います。

補助率等：定額等  
※5(2)の事業は委託  
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：  
1、2(3)を除く)、3、4(1)、5の事業  
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
2(3)の事業 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)  
4(2)の事業 林野庁経営企画課 (03-6744-2323)  
4(3)の事業 林野庁森林利用課 (03-3502-8243)

## 背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、高付加価値の木材製品の輸出拡大を「車の両輪」として進めることが重要。

## 実施内容

公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大、「木の文化」の情報発信などを支援します。

### 公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進 (民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業【44(42)百万円】)

公共建築物等における木材利用の推進を図るため、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を中央段階及び地域段階で支援

医療施設



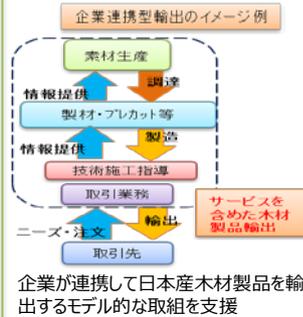
スポーツ施設

医療・福祉やスポーツ団体等による、施設の使用上ふさわしい木造化・木質化の在り方や低コスト化を実現するための方策の検討・普及等を支援

地域協議会に対する専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及等を支援

### 高付加価値木材製品の輸出拡大 (高付加価値木材製品輸出促進事業【100(49)百万円】)

日本の高度な加工技術を活かした木材製品の輸出拡大を図るため、企業間の連携によるモデル的な輸出への取組や日本産木材製品の普及・P R等の取組を支援



新たな輸出先国における調査・セミナーや日本産木材を利用したモデル建築等を活用した展示・P Rの取組を支援

### 合法伐採木材等の流通及び利用の促進 (「クリーンウッド」普及促進事業【57(71)百万円】)

クリーンウッド法に基づき合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、木材関連事業者の登録の推進、幅広い関係者への「クリーンウッド」の普及啓発、国内外における関係情報の収集・提供を実施



木材関連事業者の登録を促進するため、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、全国及び都道府県における合法伐採木材の利用促進を目的とする関係者からなる協議会の普及啓発活動を支援

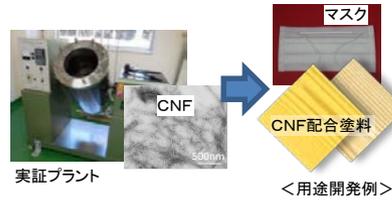
国の責務である違法伐採関連情報の提供のため、ウェブサイトの更新や追加掲載するための新たな情報の収集等を実施

### 「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等 (「地域内エコシステム」構築事業【389(380)百万円】)

・「地域内エコシステム」(地域の関係者の連携の下、熱利用または熱電供給等により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み)の構築に向け、地域の体制づくりや小規模な技術開発、技術面での相談・サポート等を支援  
・木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援



「地域内エコシステム」の構築に必要なF/S調査や地域協議会の運営、小規模な技術開発、相談窓口の設置等を支援



CNF等木材の新たなマテリアル利用促進に向け、中山間地域に適した製造技術の開発・用途開発等の支援

### 「木の文化」の情報発信・森林づくり活動の全国的な展開 (木づかい・森林づくり活動の全国的な展開【281(233)百万円】)

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組への支援



国産材製品活用に向けた普及活動や情報収集・提供、木材利用の顕彰、木育活動等の取組を支援



観光資源としての「レクリエーションの森」における森林活動体験施設等を木材の魅力を発信するショーケースとして整備・活用



全国的な緑化運動や、働き方改革等の新たな社会ニーズへの対応等を木材の魅力を発信する主体を拡げる活動を支援

## 71 森林・林業人材育成対策

【6, 737 (5, 978) 百万円】

### 対策のポイント

林業への就業前の青年に対する給付金の支給や「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

### <背景／課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・したがって、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

### 政策目標

- 新規就業者を1,200人確保（平成30年度）
- 現場管理責任者等を累計5,000人育成（平成22～32年度）
- 森林総合監理士を2,000～3,000人育成（平成32年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成32年度）
- 地域林政アドバイザーを1,000人育成（平成34年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上（平成32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

### <主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援対策 6, 655 (5, 907) 百万円
  - (1) 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業 6, 257 (5, 586) 百万円
    - ① 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策
      - (i) 就業ガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、(ii) 3年間のOJT等による新規就業者の育成、(iii) 現場管理責任者等へのキャリアアップ、(iv) 雇用環境の改善に必要な経費を、林業事業体単位で支援します。
    - ※1 (i) のトライアル雇用は3ヶ月、(ii) のOJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円／月等を助成
    - ※2 (ii) について、林業大学校修了生等に対して、従来より高度なOJTを実施し研修内容を充実（併せて、林業大学校等の修了生について研修期間を見直し）
    - ※3 (iii) について、生産性向上、低コスト、技能評価等に係る研修内容を充実
  - ② 林業労働安全推進対策
    - 林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への指導等を支援します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

[平成30年度予算概算要求の概要]

(2) 緑の青年就業準備給付金事業 348(280)百万円

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術やICTを活用した先端技術、労働安全衛生等の専門性の高い知識・技術の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※ 就業希望者1人当たり最大150万円/年の給付金を最長2年間支給

補助率：定額  
事業実施主体：都道府県等

(3) 多様な担い手育成事業 50(41)百万円

林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援します。

委託費、補助率：定額  
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 森林づくり主導人材育成対策 82(71)百万円

(1) 森林施業プランナー育成対策事業 40(50)百万円

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等を実施します。特に、主伐・再生林の施業提案の作成やタブレットなどのデジタル技術の活用方法など研修内容の充実を図ります。

補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体等

(2) 森林総合監理士等技術者活動支援事業 19(21)百万円

継続教育実施のためのマニュアル作成とマニュアルに基づくモデル的な継続教育の実施に向けた地域協議会の設置など、森林総合監理士等技術者の自主的な継続教育活動の構築を支援します。

委託費  
委託先：民間団体等

(3) 地域林政アドバイザー育成対策事業 24(一)百万円

市町村の森林・林業行政をサポートする「地域林政アドバイザー」を育成するため、民間の林業技術者等を対象に市町村森林・林業行政に係る専門的知識の習得を支援します。

委託費  
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：  
1 (1)、(2)、2 (1) の事業  
林野庁経営課 (03-3502-8048)  
1 (3)、2 (2)、(3) の事業  
林野庁研究指導課 (03-3502-5721)

# 森林・林業人材育成対策 【平成30年度予算概算要求額 6,737(5,978)百万円】

- 林業への就業前の青年に対する給付金の支給や「緑の雇用」事業等により、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- 施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」を育成、地域全体の森林づくりを支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等の技術的水準の維持・向上、市町村森林・林業行政をサポートする「地域林政アドバイザー」を育成。

## ○ 「緑の雇用」事業による現場技能者の育成 【6,655(5,907)百万円】

### ■ 現場技能者の育成（「緑の新規就業」総合支援対策）間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える人材を確保・育成

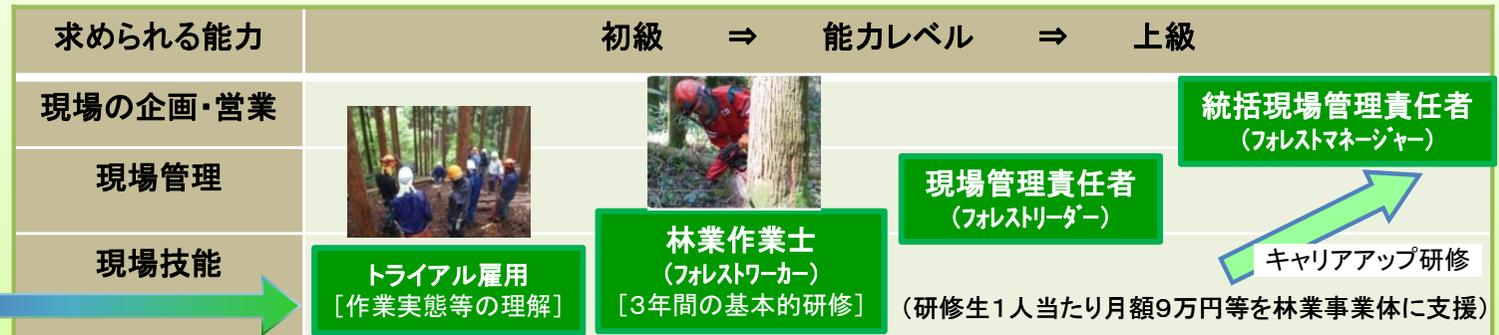
#### 就業前の対策

高校生等の就業体験

林業大学校等で研修を行う青年への給付金の支給(最大150万円/年(最長2年間))

都市部での就業ガイダンスの開催

#### 就業後の対策



## ○ 林業技術者の育成 【82(71)百万円】

### ■ 森林施業プランナーの育成

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等を実施

#### <研修内容の充実>

主伐・再生林の施業提案の作成や航空レーザー・スマホ・タブレットなどのデジタル技術の活用方法など研修内容を充実

### ■ 森林総合監理士等の技術的水準の維持・向上

① 継続教育実施のためのマニュアルの作成  
② マニュアルに基づくモデル的な継続教育の実施に向けた地域協議会の設置

③ 全国に普及させるためのネットワーク構築  
④ 大学等と連携した実践的な研修の実施

### ■ 地域林政アドバイザーの育成 (新規)

市町村の森林・林業行政をサポートする「地域林政アドバイザー」を育成するため、民間の林業技術者等を対象に市町村森林・林業行政に係る専門的知識の習得を支援

研修内容：伐採・造林届の指導・監督、森林経営計画の認定、林地台帳の整備・運用 等

## 72 森林・山村多面的機能発揮対策

【1, 818 (1, 700) 百万円】

### 対策のポイント

森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における自伐林業グループなどの活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援します。

### <背景/課題>

- ・森林・山村の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動や将来的に自立的な林業経営を目指す活動への支援を行うことが必要**です。

### 政策目標

- 自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増加（平成33年度）
- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする（平成33年度）

### <主な内容>

1. **森林・山村多面的機能発揮対策交付金** 1, 800 (1, 685) 百万円  
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。

#### (1) メインメニュー

##### ① 地域連携保全管理活動推進

地域住民、森林所有者、自伐林家等による里山林等の保全・利用のための共同活動。

##### ア 地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。

高密度に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。

##### イ 森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。

##### ② 自立的経営活動推進（自伐林業グループ活動タイプ）

地域における自伐林業グループなどの活動組織が、将来的に自立的な林業経営を目指して行う森林管理及び資源の利用を図る活動。

#### (2) サイドメニュー

メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。

##### ① 教育・研修活動タイプ

森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。

##### ② 森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。

##### ③ 機材及び資材の整備

上記（1）の①、②及び（2）の②の活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、  
交付率：定額、1/2、1/3以内  
都道府県

[平成30年度予算概算要求の概要]

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 18(15)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。

〔委託費〕  
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

# 森林・山村多面的機能発揮対策

【平成30年度予算概算要求額 1,818(1,700)百万円】

**背景** 森林・山村の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

**事業** 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。  
 【 交付率：定額、1/2、1/3以内 】

〔事業の内容〕 【交付金】

国

**地域協議会**：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【意見聴取】

市町村

活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

**【支援のポイント】**

- ・所有又は契約等により一定以上の規模・期間にわたり管理する森林において実施
- ・自立的経営に繋がる目標を設定

＜拡充内容＞

- ・林業技術や安全対策の向上のための研修
- ・再生林の低コスト化等のための技術習得 など

メインメニュー

地域連携保全管理活動推進

自立的経営活動推進

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動  
12万円/ha(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動  
28.5万円/ha (38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動  
12万円/ha (16万円/ha)

自伐林業グループ活動タイプ



資源循環に資する経営を目指す活動  
12万円/ha (16万円/ha)

サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

- ・教育・研修活動タイプ  
森林環境教育の実践  
3.8万円/回(5万円/回)：年度内の上限12回
- ・森林機能強化タイプ  
路網の補修・機能強化等  
800円/m(1000円/m)
- ・活動の実施に必要な機材及び資材の整備  
1/2(一部1/3)以内

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

○地方公共団体による支援(国：地方の割合の目安は3：1)のある活動を優先的に採択  
 ※注 ( )の単価は、国の交付単価に地方公共団体の支援(1/3)を合わせた場合の単価

評価検証事業受託者：民間団体等

上記の活動の検証等

活動の成果の検証(モニタリング調査等を含む)

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

## 73 花粉発生源対策推進事業

【115（115）百万円】

### 対策のポイント

花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等を実施します。

### <背景/課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・これまで花粉症対策苗木の供給量が9万本（平成17年度）から426万本（平成27年度）に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約2割という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、関連した事業をより効果的、効率的に実施するとともに、総合的な花粉発生源対策の強化及び普及を促進することが必要です。

### 政策目標

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合  
（2割（平成27年度）→約7割（平成44年度））

### <主な内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10（－）百万円  
花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。
2. 花粉症対策苗木への転換の促進 60（67）百万円
  - （1）花粉症対策苗木への植替えの促進 43（50）百万円  
花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えやコンテナ苗による植栽結果の検証等を促進するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。
  - （2）花粉症対策品種の開発の加速化 17（17）百万円  
スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発について支援します。
3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円  
花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確認するとともに、低コスト・高品質な大量培養技術等の開発を支援します。
4. スギ・ヒノキ花粉の発生量推定の推進 16（19）百万円  
スギ・ヒノキの花粉飛散量推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等 ）

[平成30年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

1. 優良種苗低コスト生産推進事業 169(116)百万円  
優良種苗(花粉症対策に資する苗木を含む)を低コストで安定的に供給する体制を構築するため、採種園等の造成・改良やコンテナ苗の生産・利用に関する技術研修等を推進します。

2. 林業成長産業化総合対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等整備 30,000(-)百万円の内数  
コンテナ苗(花粉症対策に資する苗木を含む)を低コストで大量に供給可能な苗木生産施設等の整備を支援します。

3. 花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金で実施)  
118,931(101,650)百万円の内数  
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

※ 上記の取組を推進することにより、花粉症対策に資する苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策に資する苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。

お問い合わせ先：  
林野庁森林利用課 (03-3501-3845)  
関連対策1、2の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)  
3の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)

# 花粉発生源対策推進事業

【平成30年度予算概算要求額115(115)百万円】

【背景・課題】 スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約2割(平成27年度)。

## 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及【10百万円】

- 全国的な植替促進 → 特色ある地域の植替促進等の取組の情報収集・発信
- 花粉飛散予測の精度向上 → 花粉飛散予測に必要な雄花着花状況の提供
- 新技術の早期実用化 → 花粉発生源対策等に係る調査・技術開発事業の実施状況の評価 等

取組事例やコンテナ苗植栽状況の報告

開発状況の共有

雄花着花量情報の共有

(情報発信の例)

特色ある植替の事例  
→ (森林所有者) コンテナ苗等の植栽

雄花着花状況  
→ (国民・医療機関) 飛散量情報を生活に活用

雄花着花状況  
→ (都道府県) 飛散量推定

技術開発の進捗状況  
→ (研究機関) 品種開発の実用化

技術開発の進捗状況  
→ (農薬メーカー) スギ花粉飛散防止剤の生産

## 花粉症対策苗木への転換の促進【60百万円】

- スギの加工業者・素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ
- コンテナ苗による植栽結果の検証(森林所有者からの活着や初期成長状況の聴取と分析)

伐って花粉症対策苗木に植え替えましょう。



いいね!

- スギ雄花着花特性を短期間に高精度で検査する手法の開発

## スギ花粉飛散防止剤の実用化試験【29百万円】

- スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発
- 低コスト・高品質な大量培養技術の開発



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

## スギ・ヒノキ花粉の発生量推定の推進【16百万円】

- スギ・ヒノキの雄花着生状況等の調査
- 花粉発生量推定をより効率的に行うための実証調査



<雄花着花量調査>



【目標】 平成44年にスギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合を約7割

## 74 森林病虫害等被害対策事業

【718（718）百万円】

### 対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

### <背景/課題>

- 我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を的確に実施する必要があります。

### 政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（平成30年度）

### <主な内容>

- 1. 森林害虫駆除事業委託** 197（197）百万円  
東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。  

（委託先：都道府県）
- 2. 森林病虫害等防除損失補償金** 2（2）百万円  
農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。  

（事業実施主体：国）
- 3. 森林病虫害等防除事業費補助金** 519（519）百万円
  - （1）被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）**  
従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。
  - （2）環境に配慮した松林保全対策事業**  
薬剤の樹幹注入による予防措置等、松林や周辺的环境に配慮した防除対策を実施します。
  - （3）政令指定病虫害等防除事業**  
せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1/2（（3）ののねずみは北海道3/8それ以外1/3）  
事業実施主体：都道府県、市町村等）

[お問い合わせ先：林野庁研究指導課（03-3502-1063）]

## 75 資源調査の充実による資源管理の高度化

【5,818(4,160)百万円】

### 対策のポイント

- ・資源管理目標の設定やTAC魚種の拡大等に向けたより一層の情報収集や資源評価の精度向上を図るため、資源調査・研究を充実します。
- ・個別割当(IQ)方式等の実証試験調査を実施するとともに、資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえて、より高度かつ効果的な資源管理措置の導入に向けた取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・国民に対する水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展のためには、水産資源を適切な水準まで回復させ、水準を維持することが重要であり、主要資源ごとに資源管理目標の導入を図ったうえで、漁獲可能量(TAC)制度等の公的管理と資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理を高度化するとともに、特に資源が低位又は減少傾向の魚種をより効果的に管理することが必要です。
- ・このため、適切な資源管理に不可欠な資源評価の精度向上、資源管理の強化を図る必要があります。

### 政策目標

- 資源量を把握している系群の漁獲量比率の維持・増大(過去直近3か年の最大値より増又は同数)
- 我が国が関わりのある国際機関による管理対象魚種の維持・増大(対前年度増又は同数)
- 資源量を把握している23魚種・42系群の資源量について、過去直近5年間の平均値を毎年上回る
- 国際機関による管理対象魚種及び協定数の維持・増大(対前年増又は同数)
- 我が国周辺水域における重要魚種(50魚種・84系群)の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映

### <主な内容>

#### 1. 我が国周辺水産資源調査・評価推進事業

1,817(1,631)百万円

我が国周辺水域の主要魚種(TAC対象魚種等)について、資源管理の高度化に向けて資源調査・評価を強化するとともに、よりの確な漁場形成・漁況予測を行います。

また、資源評価の精度向上を図るための資源変動要因解析及び情報収集の取組を支援します。

さらに、スルメイカの産卵場の広がりやブリの分布回遊経路に変化をもたらす海洋環境の変化のモニタリング、北太平洋公海で増加する外国漁船の漁獲動向を把握し、資源状況の推定の精度向上を図ります。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕  
委託先、事業実施主体：民間団体等〕

#### 2. 国際水産資源調査・評価推進事業

1,800(1,493)百万円

主要な国際漁業資源について、二国間交渉や国際会議に的確に対応するための資源調査、評価等を実施します。

また、適切な評価のため、クロマグロ、カツオ等の親魚・産卵場等の調査を拡充します。

さらに、国際的管理の導入が急務のサンマの公海漁場調査等を実施します。

このほか、人工衛星の海面画像情報の導入により評価精度の向上を図ります。

〔委託費、補助率：定額〕  
委託先、事業実施主体：民間団体等〕

3. 資源・漁獲情報ネットワーク構築事業 1,000(一)百万円  
水産資源の分布や再生産に影響を与える海洋環境の変化を捉え、我が国水産資源全般の資源評価精度を底上げするとともに、沿岸魚種の資源評価体制を迅速に整備するため、より多種・大量の漁獲・調査情報を蓄積するデータベースを構築します。  
さらに、既存のデータベースとネットワーク化して、多種・大量のデータを効率的に蓄積・解析します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

4. 包括的な国際資源管理体制構築事業 451(451)百万円  
かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源について、地域漁業管理機関で取り決められた資源管理措置等を確実に実施するため、我が国漁船の資源管理措置の遵守及びまぐろ類等の輸入の適正な管理を図るとともに、新たに海鳥等の混獲回避措置の実証を行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

5. EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 750(一)百万円  
漁獲可能量(TAC)制度による太平洋クロマグロ等の資源管理を推進するために、指導専門員による現場での指導、数量報告体制の効率化及び混獲を防ぐための漁具改良等の活動を支援します。  
このほか、漁獲情報収集・管理システムの運営及び資源管理指針・計画体制の高度化等を実施します。

(1) クロマグロ数量管理体制強化事業	150百万円
(2) クロマグロ漁獲抑制対策支援事業	27百万円
(3) IQ方式実証調査	20百万円
(4) 資源管理指針・計画体制の推進	390百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体等
(5) 数量報告体制の構築	61百万円
(6) 漁獲情報集計・管理等	102百万円
	委託費
	委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：  
1、2、3の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486)  
4、5(2)の事業 水産庁漁業調整課 (03-6744-2393)  
5(1)、(3)～(6)の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437)

# 資源調査の充実による資源管理の高度化

【平成30年度予算概算要求額:5,818(4,160)百万円】

○水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展のためには、水産資源を適切な水準まで回復させ、その水準を維持することが重要であり、主要資源ごとに資源管理目標の導入を図り、漁獲可能量(TAC)制度等の公的管理と資源管理指針・計画体制の推進による漁業者の自主的管理を高度化する必要がある。

○このため、資源調査体制を充実させて資源評価の精度向上及び資源管理の高度化を図るとともに、より高度かつ効果的な自主的資源管理措置の導入に向けた取組を支援する。

## 資源調査の充実

我が国周辺水産資源調査・評価推進事業(拡充)

【1,817(1,631)百万円】

- ・TAC魚種を含む主要約50魚種の資源調査・評価の充実
- ・海洋環境の変化のモニタリング、北太平洋公海で増加する外国漁船の漁獲動向の把握

国際水産資源調査・評価推進事業(拡充)

【1,800(1,493)百万円】

- ・クロマグロ、カツオ等の親魚・産卵場等調査の拡充、サンマの公海漁場調査等の実施
- ・人工衛星海面画像情報導入による評価精度の向上

資源・漁獲情報ネットワーク構築事業(新規)

【1,000(一)百万円】

- ①海洋環境の変化が水産資源に与える影響の把握
- ②沿岸資源の資源評価体制の整備のためのデータ収集体制整備及びデータベース構築

## 資源管理の高度化

包括的な国際資源管理体制構築事業(拡充)

【451(451)百万円】

- ・かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源に係る地域漁業管理機関で取り決められた資源管理措置等を確実に実施するため、我が国漁船の資源管理措置の遵守及びまぐろ類等の輸入の適正な管理を図るとともに、海鳥等の混獲回避措置の実証を行う。

EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業(新規)

【750(一)百万円】

- ・指導専門員によるクロマグロ資源管理体制の指導
- ・IQ方式による資源管理手法の実証調査
- ・定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に係る漁具改良等
- ・クロマグロ数量報告体制の効率化
- ・漁獲可能量(TAC)制度の的確な運用等
- ・資源管理計画の高度化にむけた評価・検証及び改善
- ・広域資源に係る計画作成の指導等

主要水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展

